

公益財団法人東洋文庫における公的研究費等の不正防止計画

公益財団法人東洋文庫（以下「文庫」という。）において、公的研究費等の適正な利用を徹底するため、平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）において要請されている「不正防止計画」を策定し、以下の内容について、完全遂行できる措置を講じていくものである。

1. 不正防止のための管理及び運営体制の整備

本計画制定をもとに、公的研究費の不正防止に向けた管理及び運営体制を整備し、不正防止計画を策定する。

2. 不正防止のための適正な管理・運営の実施

以下の項目を中心に、速やかに実施する。

(1) 意識の向上

研究者の行動規範等を策定し、周知説明するとともに、平成 20 年度から公的研究費を交付された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(2) 物品等の検収体制の見直し

文庫に納入される物品の検収は、原則として全て事務職員が実施するよう体制を構築する。

なお、研究者発注で、納入業者が直接研究者へ納品する場合には、当該部の事務職員による現物検収を実施し、後に会計課職員が現状確認を行う体制を構築する。

(3) 責任体系の明確化

文庫内の責任体系を明確化するため、規程を制定し、速やかに文庫のホームページにおいて公表する。

(4) 謝金の事実確認の強化

大学院生等の従事者の出勤簿の無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施するなど強化するとともに、業務内容等について本人から直接確認することとする。

(5) 不正の通報・告発での調査結果認定以後の整備

不正の通知・告発受け入れによる調査結果に基づく認定以後の不服の申し立ての方法、処分の内容等の整備を実施し、実際に起こりうるケースの想定に基づき、通報者の保護も含めて、適正に行えるように整備する。

なお、それに伴い、コンプライアンス委員会での業務も見直し、同様に整理し、周知する。

(6) 内部監査、モニタリングの実施策の見直し、強化

内部監査等を不定期に行い、適正な事務処理の執行に努めるための詳細な実施方法の見直し、検討を行い、実施後において問題点等が認められれば、適正となるよう、

見直し等を行う。

(7) 旅費の迅速な処理と実費支出の実施

旅費については、原則、事後の実費精算とし、実際にかかった領収書による支出とする。

(8) 研究費の管理、使用ルール等の統一と周知の徹底

説明会の実施やマニュアルの作成、文庫ホームページの活用等により、研究費の管理や使用ルールの周知徹底や相談体制を図り、適正な研究費の使用を行う。

3. 今後の不正防止計画の見直しについて

上記事項を整備しつつ、次年度に備えた問題点の整理とその改善方策について、コンプライアンス委員会、防止計画部署及び内部監査部署との連携により策定する。

2007年11月1日施行

2015年4月1日改訂